

Ⅲ 児童生徒や保護者、地域社会に信頼される学校づくりの推進

1 安全・安心な学校づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」をはぐくむための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 近年、学校や通学路での児童生徒にかかわる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校・家庭・地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。本市においても交通事故や声かけ事案等が発生しており、特に登下校時の児童生徒の安全確保が課題です。
- 学校においては、地域の実態等に応じた安全マップ*を作成し、地域のボランティア（見守り隊）等と連携し、登下校時の安全確保に努めています。
- 学校では様々な災害を想定した訓練を通して、危険を予測したり回避したりする能力を身に付ける危険予知トレーニング等の安全教育を実施しています。
- 学校の実態に応じて個別の火災、地震、津波等の危機管理マニュアルを作成し、危機に対応しています。今後、時機に照らした臨機応変な対応が課題であり、危機管理に対する基本的な考え方、対処方法、安全体制の整備等についてはP D C Aサイクルで改善を図っていく必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域総ぐるみ（協働）で児童生徒の安全を見守る体制の整備に努めます。
- 学校では学校安全計画に基づき、職員一体となって防災教育を含む安全教育と安全管理を計画的に推進するとともに、家庭及び地域社会と連携し学校安全の充実に努めます。

(3) 主な取組

- 児童生徒の登下校時における安全を確保するために、小学1年生に防犯ブザーを配布します。また、学校安全ボランティア*や青色パトロール隊*、スクールガードリーダー*等による見守り活動や危険箇所の点検など、地域ぐるみで安全確保の取組を推進します。
- スクールゾーン*対策委員会を計画的に開催し、児童生徒の登下校時における安全を確保するとともに、交通事故ゼロを目指します。また、各学校で作成・活用している安全マップや危機管理マニュアルについて、P T Aや地域等と連携しながら、見直しを行い、効果的な活用を図ります。
- 危機管理に関する基本的な考え方や対処方法などの指針「危機管理マニュアルガイドライン」を作成し、安全・安心な学校づくりに努めます。

【具体的施策・事業】

- スクールガードリーダー配置事業
- 危険箇所表示旗の設置
- スクールゾーン対策委員会の計画的な開催
- 交通事故ゼロ運動の推進
- 学校・家庭・地域・関係機関等による見守り活動の促進
- 危機管理マニュアルガイドラインの作成
 - ・危機管理の基本的な考え方
 - ・危機管理体制
 - ・事象別危機管理 等

2 魅力ある学校づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 学校経営目標実現のために、特色ある教育課程を編成し、各学校の歴史と伝統、地域の特色を踏まえた「特色ある学校づくり」を進めています。
- 加治木中学校では、5小学校と連携して魅力ある学校づくり事業を進め、共通実践事項の設定など、小・中学校の接続を円滑なものにしています。
- 各学校では、学校評議員会を開催し、評議員の意見を踏まえながら学校の運営改善を図るなど、「開かれた学校づくり」を進めています。
- 児童生徒が喜んで登校し、保護者が安心して子どもを登校させ、地域の方々が信頼して教育を見守るよう、学校の教育活動、諸活動を通して「魅力ある学校づくり」を推進することが必要です。
- 小・中連携による中学校ブロック共通の取組により、学校の魅力を小学校から中学校へつなぎ、安心と誇りを児童生徒、保護者にはぐくんでいくことが大切です。

(2) これからの施策の方向性

- 児童生徒が喜んで登校できるよう、学校が魅力ある存在になっていくことが大切であり、各小・中学校において魅力ある学校づくりを進めます。
- 不登校の未然防止のために、学校が魅力ある教育活動を展開し、児童生徒一人一人の出番があり、心の居場所となるような学校づくりを進めます。
- 学校評議員会を開催し、学校教育活動・運営等への意見を求め、学校運営の充実に結び付けます。
- 各学校では家庭の教育力、人材活用など地域の教育力を生かし、魅力ある教育活動を展開していきます。
- 中学校区ごとに小・中連携を深め、魅力ある学校づくりを小・中連携でつなぎ、子どもたちの学習と生活に安心を届けます。

(3) 主な取組

- 「喜んで登校し、満足して下校する」魅力ある学校づくりを進めます。
- 地域や関係機関と連携を深め、学校支援事業の活用を図りながら魅力ある教育活動の支援に努めます。
- 学校評議員制度の充実・活用に向けた支援体制を整えます。
- 中学校区ごとに小・中連携を進め、学習指導（家庭学習含む）、生徒指導、保健安全指導、特別支援教育、食育など、教育の質を高め、魅力あるものとします。
- 家庭の教育力、地域の教育力を生かす人材活用を進めます。

【具体的施策・事業等】

- 学力向上アクションプラン事業
- 学校評議員制度
- 魅力ある学校づくり
- 学校参観（県民週間等の活用）

3 学校経営の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 各学校では、歴史と伝統、地域の実態を踏まえた学校経営を展開しています。
- 学習指導要領の趣旨を生かし、「生きる力」の育成を目指し、家庭、地域と連携を深めながら教育活動の改善・充実に努めています。
- 学校評議員制度、学校関係者評価の活用による学校運営の改善・充実に努めるとともに、学校評価を活用した学校経営のPDCAサイクルを推進しています。
- 学校関係者評価の充実と学校評価の活動を、学校経営の改善充実に生かしてい必要があります。
- 学校経営の充実のためには、管理職の明確な経営ビジョンの構築とともに、教職員一人一人の経営参画意識の向上並びに資質向上が必要です。
- 学校経営の根幹である「教育課程の改善・充実」を計画的・組織的に進める必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 学校の歴史と伝統、特色を踏まえ、新しい時代を切り拓く学校経営ビジョンの構築を進め、確固とした学校経営の推進を図ります。
- 教育行政施策を踏まえた学校経営ビジョンの策定と、具体的な数値目標を設定します。
- 学校評価の充実を図り、評価項目の重点化と継続的な評価・改善を進め、外部アンケート、学校関係者評価を活用し、カリキュラム・マネジメントを進めながら学校経営のPDCAサイクルの確立と確実な経営・改善を推進します。
- 「基礎的・基本的な知識、技能の習得」、「思考力、判断力、表現力の育成」「学習意欲の向上や学習習慣の確立」を進め、確かな学力を育成します。

(3) 主な取組

- 学校経営総合計画を策定し、年間の学力向上への取組、生徒指導の充実、健康・体力の向上、学校評価の推進等、明確なビジョンを確立し、児童生徒、保護者、地域の期待に応える学校経営を推進します。
- 学校評価を充実し、学校経営改善の視点の重点化を図り、全校体制での取組を進めるとともに、保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進します。
- 学校経営の課題改善の取組状況を把握し、学校経営の充実・改善を図るために、学校訪問を実施します。また、魅力ある学校づくりを推進するために、各種研修会の実施や人材活用に努めます。
- 各学校における教育課程の編成・実施の改善を図るために、教育課程の実施状況を把握します。

【具体的施策・事業等】

- 学校経営総合計画の策定
- 学校評価の推進と学校関係者評価の活用
- 学校訪問
- 教務主任等研修会の実施
- 教育課程の管理

4 教職員の資質向上を目指して

(1) 現状と課題

- 児童生徒が基礎的・基本的な学力や、心豊かにたくましく生きる力を身に付け、それぞれの個性や能力を伸ばすことができるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての豊かな力量など、教職員の資質の向上が求められています。
- 教職員の資質向上を図るために、初任校研修や経験年次別研修、教務主任等研修、管理職研修など、各段階での研修の充実を図っています。
- 教科等部会における研究授業等を通して、資質の向上に努めています。
- 学校の課題解決及び教職員の資質向上をねらいとする研究テーマを設定し、校内研修計画に基づき、年間を通して研修を深めています。
- 教職員の人事評価を実施し、校長との面談を通して日々の実践を省みたり、業績等評価によって、学校経営参画意識を高めたりするなど、教職員の資質と指導力の向上に取り組んでいます。

(2) これからの施策の方向性

- 教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 教職員の人事評価を活用して、教職員として望まれる人間性・専門性・社会性を備えた信頼される人材の育成及び適切な人事管理に努めます。
- 人事評価の評価結果をフィードバックする方法を工夫し、教職員のモチベーション（意欲）を高め、継続的な資質能力・態度の向上を図ります。
- 県教育相談事業等を活用し、教職員に関する教育相談体制の充実を図ります。
- 全校体制で課題解決を図る効果的な校内研修の在り方について指導を進めます。

(3) 主な取組

- 教職員が自らの資質の向上、授業力の向上を図る研修を設定します。
- 校長及び教頭の評価能力と評価の客観性を高める研修を設定します。
- 教科等部会の研修を通して、自主的・主体的な研修を支援します。
- 学校の課題解決及び教職員の指導力の向上を目指し、校内研修の充実を図ります。
- 管理職研修会で「教職員のメンタルヘルスマネジメント研修」を実施します。
- 新しい教育の動向や内容について研修を深め、その成果を各学校へ還元させるために、教職員を管外の研究公開等に派遣します。

【具体的施策・事業等】

- 教職員の経験年数に応じた研修（初任校、5年経験、10年経験者等）
- 専門性を高める研修（幼児教育、情報教育等）
- 職能に応じた研修（教務主任、生徒指導主任等）
- 教育実践発表会における講演会
- 教科等部会における研修会
- 教職員の管外派遣研修

5 小規模校・複式教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 本市には小規模校のうち複式学級を有する小学校が5校あり、学年1学級の中学校が1校あります。小学校においては、「ガイド学習*」を活用しながら複式授業の指導方法の工夫改善を行っています。中学校においては、個に応じたきめ細かい指導を展開しています。
- 小規模校においては、地域の特性や地域に根付く伝統芸能を生かした教育活動に取り組むなど、地域と一体となった特色ある教育活動を展開しています。
- 特認校制度や山村留学生制度を活用して学んでいる児童の学習や生活の様子から、小規模校のもつよさの中で健やかに成長しています。
- 小規模校同士の集合学習に取り組み、多様な考えに触れるとともに、相互の交流を深めています。
- 効果的なガイド学習の進め方や教材・教具の工夫等、複式授業の改善・充実を図っていく必要があります。
- 複式学級を有する学校間の連携を深め、小規模校の合同学習、体験活動の充実を図っていくことが必要です。
- 小規模校の特色を生かした教育活動の充実を一層図る必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 小規模校のよさを生かして、一人一人を大切にした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の充実を図るために、指導方法の研究を推進します。
- 複式学級を有する小規模校が合同で取り組む教育活動を推進します。
- 複式授業の課題改善のために、ICT活用を積極的に推進します。
- 小規模校のよさを生かした教育活動の充実を図ります。

(3) 主な取組

- 小規模校・複式教育指導法研修会の実施など、小規模校教育の充実に努めます。
- 合同学習や交流学习の充実等により、児童生徒の交流の幅を広げ、小規模校教育の活性化に努めます。
- 小規模校の特色を生かした「地域とともにある学校」づくりを推進します。
- 小・中連携を生かした教員交流による特色ある授業を推進します。

【具体的施策・事業等】

- 小規模校・複式教育指導法研修会
- 小規模校合同学習及び交流学习会
- 学力向上アクションプラン事業（小・中連携）

6 教育環境の整備・充実を目指して

(1) 現状と課題

- 小・中学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害時における避難場所としての役割も果たすことから、優先的に耐震補強工事を行い、安全で安心な学校教育環境整備に努めています。
- 建昌小学校は、児童数の増加に伴い、教室数や校庭の広さが不足しているなどの教育環境にあり、分離新設校の建設が望まれています。
- 幼稚園、小・中学校施設は、それぞれ建設時期が異なることから、長期的な施設整備計画を策定し、老朽化の進む校舎等の大規模改造工事及び外壁改修工事等の整備を行う必要があります。
- 施設設備の危険箇所など緊急性の高いものについて、早急な改修を行う必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 施設整備計画により、教育環境の整備、充実を図り、幼児児童生徒の安全確保に努めます。
- 特別支援教育の充実を図るために施設の環境整備に努めます。
- 情報化社会に対応するために幼稚園、小・中学校の環境整備に努めます。

(3) 主な取組

- 安全・安心な学校施設等の整備及び充実を進めます。
- 建昌小学校の分離新設校の建設を進めます。
- 老朽化の進む校舎等の大規模改造工事や外壁改修工事を計画的に進めます。
- 危険箇所等の早急な改修を行います。

【具体的施策・事業等】

- （仮称）松原小学校の建設
- 計画的な施設整備
- 施設設備の整備



4章－Ⅲ 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	H24	H25	H26	H27	H28
① 安全・安心な学校づくりの推進 ～安全・安心それはみんなの願い～	◇スクールガードリーダー配置事業	→□	→□	→□	→□	→□
	◇危機管理マニュアルガイドラインの作成	→◎	→□	→□	→□	→□
	◇危険箇所表示旗の設置	→□	→□	→□	→□	→□
	◇交通事故ゼロ運動の推進	→□	→□	→□	→□	→□
② 魅力ある学校づくりの推進 ～学校の魅力を発信～	◇学校評議員制度の充実	→□	→□	→□	→□	→□
	◇小・中連携による取組の充実	→◎	→□	→○	→□	→◎
	◇家庭と地域の教育力の活用	→◎	→□	→○	→□	→◎
③ 学校経営の充実 ～学校経営ビジョンの確立～	◇学校経営ビジョンの策定	◎	→□	→○	→◎	→□
	◇学校評価の推進と学校関係者評価の活用	→◎	→□	→○	→◎	→□
	◇カリキュラムマネジメントの推進	○	→◎	→□	→○	→◎
④ 教職員の資質向上の推進 ～質の高い教育の実現～	◇人事評価制度の活用	→◎	→□	→○	→◎	→□
	◇全校態勢による校内研修の充実	→◎	→□	→○	→◎	→□
	◇職能に応じた研修の充実	→◎	→□	→○	→◎	→□
	◇管外研修の充実	→□	→□	→□	→□	→□
⑤ 小規模・複式教育の充実 ～小規模・複式のよさを生かした教育の推進～	◇複式学級指導法研修会	→◎	→◎	→◎	→◎	→◎
	◇小規模校合同学習及び交流学習会	→□	→□	→○	→□	→◎
⑥ 教育環境の整備・充実 ～安全・安心な学校施設の充実～	◇計画的な施設整備	→□	→□	→□	→□	→□
	◇学校施設等の定期的な点検	→□	→□	→□	→□	→□
	◇(仮称)松原小建設	→○	→○	→○	→◎	→□

- ◎大目標・・・重点目標を達成する年度
- 小目標・・・重点目標に至る段階的な年度
- 継 続・・・充実、改善を図りながら取り組む年度

Ⅳ 地域社会全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

1 地域社会と共に歩む学校づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 教育基本法に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が明記されていますが、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを起因とする子どもを取り巻く環境の変化により、子どもたちを良好な人間関係の中で育成することが困難な時代になっています。
- 平成20年度から3年間、国は「学校支援地域本部事業」、県は「地域による学校支援モデル事業」を進めてきました。
- 本市では、重富小学校をモデル校として「学校支援地域本部」を設け、地域中の学校づくりに取り組んできましたが、学校支援事業*の取組を全市へ拡大させるために、学校と地域が一体となった方策を講じる必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 地域全体で学校の教育活動を支援することを通して、地域の教育力を向上させ、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 中学校区ごとに学校支援地域本部を置き、学校を中核とした地域の絆の再構築を目指します。
- 教育活動の充実のために、教科指導や総合的な学習の時間へのゲストティーチャー、教員補助や通学安全指導などの学習アシスタント、さらには、花壇の整備や読書支援などの環境サポートとして地域人材の活用を図ります。
- 公民館講座や生涯学習講座等で学んだ成果を学校支援に生かせるよう、学校支援ボランティアの登録を行います。

【具体的施策・事業等】

- 学校支援事業の充実拡大
- 学校・地域融合型人づくり事業への取組



学校支援モデル事業「田植え・稲刈り体験」

2 地域社会で育てる人づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感がはぐくまれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 異年齢間による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する地域塾*や子ども会、ジュニア・リーダークラブ等、青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。
- 学校・家庭・地域・事業所が連携して、青少年の心身の健全な育成を図るため、平成23年度に青少年育成市民会議を設立し、青少年育成部会を設置しました。

(2) これからの施策の方向性

- すべての市民が青少年に深い理解と信頼・愛情と責任を持ち、「地域の子どもは地域が育てる」をスローガンに掲げ、学校・家庭・地域・事業所が連携して、青少年の心身の健全な育成を図ります。
- 子ども会やジュニア・リーダークラブ、地域塾等の育成に努め、「地域で子どもたちを育てる」体制づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 青少年育成市民会議「青少年育成部会」を中心にして、各地域での青少年育成事業の推進を図ります。（加治木地区…校区公民館青少年育成事業活動、始良地区…校区青少年育成事業活動、蒲生地区…世代間交流事業）
- 「青少年育成の日*」の普及・啓発活動に努めます。
- 子ども会、ジュニア・リーダークラブ、地域塾への活動支援を行います。
- ジュニア・リーダーや少年団体成人指導者育成のための研修会を始良・伊佐区内で連携を図りながら実施します。

【具体的施策・事業等】

- 青少年育成市民会議「青少年育成部会」の充実
- 校区公民館青少年育成事業活動(加治木地区)の推進
- 校区青少年育成事業活動(始良地区)の推進
- 世代間交流事業(蒲生地区)の推進
- ジュニア・リーダー育成研修会の開催
- 少年団体成人指導者育成研修会の開催

3 地域が支援する明るい家庭づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 家庭教育はすべての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けたり、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくんだりすることから極めて重要な役割を担っています。
- 核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化により、子育てに対する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的にゆとりがなく参加できないなど、子育てに焦りを感じたり、自信を持てなかったりする親も見られます。
- 学校・家庭・地域・事業所が連携して、明るい家庭づくりを推進するために、青少年育成市民会議に家庭部会を設立しました。

(2) これからの施策の方向性

- すべての市民が青少年に深い理解と信頼・愛情と責任を持ち、「地域の子どもは地域が育てる」をスローガンに掲げ、学校・家庭・地域・事業所が連携して、明るい家庭づくりの推進を図ります。
- 家庭教育学級などの子育てに関する学習機会の更なる充実と改善を図ります。また、保護者同士が相談や協力し合う環境を整え、子育てなどに悩みを抱えている保護者への支援を充実します。

(3) 主な取組

- 青少年育成市民会議「家庭部会」を中心にして、健全な家庭づくりとあいさつ運動の推進を図ります。
- 「家庭の日*」の普及・啓発活動に努めます。
- 家庭教育学級を、すべての小・中学校、幼稚園で開設し、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるために、子どもたちの年齢期に応じた学習機会を確保します。
- 関係機関と連携し、子育てサロンや親子ふれあい教室等、保護者同士が子育てについて相談し合える環境の整備を図るとともに、子育てグループの活動を支援します。

【具体的施策・事業等】

- 青少年育成市民会議「家庭部会」の充実
- 家庭教育推進事業への取組強化
- 「あいらっ子」あいさつ運動協調月間の設定
- 地域子ども見守り活動の推進



4 地域で築きあげる環境づくりを目指して

(1) 現状と課題

- 核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化、有害情報の氾濫等、青少年を取り巻く環境が変化しています。
- 「声かけおじさん、おばさん*」「あいらっ子見守り隊*」など、地域の方が、登下校時に児童生徒の安全を見守る体制がつくられています。
- 学校・家庭・地域・事業所が連携して、青少年を守る環境づくりのために、青少年育成市民会議に環境部会を設立しました。

(2) これからの施策の方向性

- すべての市民が青少年に深い理解と信頼・愛情と責任を持ち、「地域の子どもは地域が育てる」をスローガンに掲げ、青少年を守る環境づくりの推進を図ります。
- 学校・家庭・地域・事業所の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

(3) 主な取組

- 青少年育成市民会議「環境部会」を中心に、青少年を守る環境づくりの推進を図ります。
- 有害図書類や有害広告物、カラオケボックスやインターネットカフェなど深夜営業施設等の現状把握に努め、関係機関及び事業所と連携し、青少年における性犯罪等の未然防止を図るために適切な手立てを講じていきます。
- 青少年の粗暴性や残虐性を助長するような刃物類、有害玩具類、危険薬物類等について、関係機関との連携をもって取扱の規制強化に努めます
- 警察署等の協力を得て、青少年の非行や問題行動等に関する情報を校外生活指導連絡会やPTA連絡協議会、各学校等へ提供することに努めます。
- スクールガードや学校安全ボランティア等の協力を得て、地域全体が子どもの安全を見守っているという環境の醸成を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 青少年育成市民会議「環境部会」の充実
- 青少年の問題行動や危険箇所等の実態調査の実施
- 有害図書、有害広告物、深夜営業施設等の現状調査の実施



4章-IV 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	H24	H25	H26	H27	H28
① 地域社会と共に歩む 学校づくりの推進 ～地域と学校に託す 子どもの夢～	◇学校支援事業の推進	→□	→○	→◎	→□	→□
② 地域社会で育てる人 づくりの推進 ～人を育て地域をおこす～	◇青少年育成市民会議「青少年育成部会」の運営充実	→□	→□	→□	→□	→□
	◇世代間交流事業の充実	→□	→□	→□	→□	→□
③ 地域が支援する明るい家庭づくりの推進 ～明るい家庭は 助け合いから～	◇青少年育成市民会議「家庭部会」の運営充実	→□	→□	→□	→□	→□
	◇家庭教育推進事業の充実	→□	→□	→□	→□	→□
	◇「あいさつ子」あいさつ運動の実施	→□	→□	→□	→□	→□
④ 地域で築きあげる環境づくりの推進 ～あいさつがっなく 人と人～	◇青少年育成市民会議「環境部会」の運営充実	→□	→□	→□	→□	→□
	◇問題行動等の実態調査	→□	→□	→□	→□	→□

◎大目標・・・重点目標を達成する年度
○小目標・・・重点目標に至る段階的な年度
□継続・・・充実、改善を図りながら取り組む年度

V 市民が生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツや文化活動の推進

1 生涯学習の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 「いつでも・どこでも・だれでも」取り組める多種多様な生涯学習の場として、高齢者学級、女性学級、家庭教育学級等の成人学級を設定しています。
- 始良・加治木・蒲生公民館や地区公民館では、長期及び短期の公民館講座を開設し、その修了生が継続学習を希望する場合は、生涯学習自主グループとして活動を継続できる体制を整えています。
- 生涯学習内容の工夫・改善を図りながら、各種講座の講師・指導者的人材及び学習資料の確保に努め、学習者の発表機会の拡充や適宜活用など、さらに前進した生涯学習体制を充実させていくことが必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 急激な時代変化に対応できる生涯学習推進体制の構築に向けて、生涯学習相談窓口を設置し学習推進に関する情報提供を図ります。
- 成人学級にあっては、時代の変化に即した独自性のあるかつ魅力ある学習プログラムを提供し、受講者の生きがいづくりを支援します。
- 生涯学習推進体制の充実を図るために、関係機関との協調と連携をもって取り組みます。

(3) 主な取組

- 市民の学習ニーズに対応した学級・講座の多様化と社会教育施設を活用した学習機会の拡充を図るとともに、学級・講座修了生及び講師・指導者等の人材データベースを作成し、その有効活用に努めます。
- 高齢者学級「ゆずり葉学級」と女性学級「あやめ学級」を開設し、時代の変化に即した独自性かつ魅力ある学習プログラムを提供し、受講者の生きがいづくりを支援します。
- 家庭教育学級は、すべての小・中学校、幼稚園で開設し、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるために、子どもたちの年齢期に応じた学習機会を確保します。
- 公民館講座にあっては、各公民館を活動拠点にして、市民の学習ニーズに適應した学習情報を提供しながら、魅力ある講座を開設するとともに、継続学習者への支援体制を整備します。また、一定の技量を身につけた学習者の発表の場として、高齢者福祉施設等との連携を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 成人学級の充実（高齢者学級「ゆずり葉学級」、女性学級「あやめ学級」）
- 家庭教育学級の推進
- 公民館講座の開設と充実

2 健康な体と心をはぐくむ生涯スポーツの推進を目指して

(1) 現状と課題

- 平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、その基本理念には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利である」と明記されています。
- 市民一人一人が健康で生きがいのあるライフスタイルを確立するために、いつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツ環境を整備しています。
また、スポーツを楽しめる場を提供するために設立された総合型地域スポーツクラブは、市民の興味・関心、体力・技術レベルに応じた活動を進められる環境が整っています。
- スポーツ少年団への加入数や競技スポーツ人口は減少してきており、競技人口の拡大を図ることが必要です。
- 体育協会やレクリエーション協会、スポーツ推進委員等と連携を図りながら、市民がスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。
- 市民が安全・安心に体育施設を利用するために、体育施設を計画的に整備・改修し、施設の充実を図ることが必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 市民がスポーツ活動への参加を通じ、健康的で豊かな生活を送れるよう、スポーツ活動団体への支援や地域スポーツ推進体制の強化を図るとともに、指導者の養成と活躍の場の提供に努めます。
- 子どもの体力向上をねらいとする学校体育の充実を図るとともに、スポーツ少年団等との連携を強化し、基礎体力や競技力の向上に努めます。
- 競技力の向上を図るために、研修会・講習会の実施や大規模な競技スポーツ大会の誘致、郷土出身スポーツ選手によるスポーツ教室等の開催に努めます。
- 体育館や弓道場等、市民のニーズに対応したスポーツ施設の整備に努めます。

(3) 主な取組

- スポーツ団体やスポーツ推進委員等が連携を図り、子どもから高齢者まで年齢や性別を問わず、誰でも取り組みやすいニュースポーツ等を普及させ、市民がスポーツに親しむ機会を提供します。
- 子どもの体力や競技力の向上を図るために、学校との連携を図ります。
- 専門的技術を有した指導者の育成や人材の発掘を行い、競技人口の拡大や競技力の向上を図ります。
- 市民のニーズに対応したスポーツ施設や環境の整備を促進します。

【具体的施策・事業等】

- スポーツ始良リフレッシュプラン
 - ・ ニュースポーツの普及
 - ・ 地域スポーツの活性化と高齢者スポーツの充実
- スポーツ始良パワーアッププラン
 - ・ 競技力向上の推進
 - ・ 各種スポーツ大会の開催
 - ・ スポーツ教室等の開催
 - ・ 学校体育と連携を図った体力向上
- スポーツ始良ドリームプラン
 - ・ スポーツ施設の計画的な改修
 - ・ スポーツ団体の育成と環境の整備
- スポーツ推進審議会の発足とスポーツ推進計画の策定

3 文化芸術活動の促進を目指して

(1) 現状と課題

- 各地域で大切に守られ、はぐくまれてきた貴重な文化財や伝統文化を、地域財産として次代に継承していくとともに、住む人が文化の薫り高い、そして、誇りと愛着をもてるような個性豊かな地域づくりが求められています。
- 文化芸術祭や文化協会各支部が主催する始良・加治木・蒲生文化祭など、日頃の活動成果を発表できる場を設定し、多様な芸術文化活動を展開できる基盤づくりを進めています。
- 地域社会の美術に対する関心を高め、併せて地域文化の発展に資する目的で、始良 10 号美術展を実施しており、毎年約 300 点の応募があります。

(2) これからの施策の方向性

- 文化の薫り高いまちづくりに向けて、文化情報の受発信機能を充実させ、その活用を図りながら、誇りのもてる个性的かつ特色ある市民文化の創造を目指します。
- 芸術文化活動に対して意欲的な向学心をもつ市民を支援するため、「見て・聞いて・触れる」を原点にして、多種多様な芸術文化の鑑賞・発表・体験機会の拡充に向けた環境づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 市民に、芸術文化にふれ親しむ機会を提供するために、文化芸術祭の開催に努めるとともに、支部文化祭の開催を支援します。
- 文化協会との協同により、芸術文化愛好者の育成を図りながら、芸術性の高い人材へと成長を遂げられるような支援体制を構築します。
- 始良 10 号美術展の内容の充実と発展に努めるとともに、総合的な美術イベントの広域化と定着化を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 文化芸術祭開催並びに支部文化祭の開催支援
- 始良 10 号美術展の内容充実
- 文化協会の育成
- 総合美術展の開催



4 郷土の伝統と歴史を活かした文化の醸成を目指して

(1) 現状と課題

- 本市には、指定文化財 181 件、登録文化財 13 件の総計 194 件があり、この数は県内最多のもので、文化財の宝庫とも言えます。
- 指定文化財の所有者及び管理者に対して、適切な保存措置を指導助言し、可能な限り市民へ公開できるよう努めています。
- 文化財関連施設として、歴史民俗資料館と加治木郷土館があり、生涯学習の意欲の高まりとともに、市民からはより高いサービスの提供を求められています。

(2) これからの施策の方向性

- 県下有数の文化財を誇る市として、積極的に文化財の保存と活用を推進し、歴史を生かした多彩な文化の醸成を進めます。
- 文化財関連施設を拠点として、郷土の歴史や文化を市民により広く理解してもらえるよう、特別展の開催や特色ある展示に努めます。

(3) 主な取組

- 市内にある文化財について、発掘調査を含めた基本調査を計画的に実施し、調査報告書として結果を公開していきます。
- 文化財や史跡の修復業務については、計画的に取り組めます。
- 史跡の環境整備事業を推進し、郷土の歴史を学べる史跡公園としての有効活用を図ります。
- 歴史民俗資料館では、特別展の開催や歴史講座の開設により、市民の要望に対応していきます。また加治木郷土館では、人や時代に焦点を絞った特色ある展示を進めます。
- 市誌の編纂に供するため、本市ゆかりの古文書群の解読研究に努めるとともに史料集としての刊行を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 指定文化財の保存管理及び修復事業、史跡整備事業の実施
- 無形民俗文化財の伝承活動及び後継者育成、披露公開の推進
- 市内遺跡分布図の整備と刊行
- 新博物館構想の調査研究
- 埋蔵文化財の発掘調査及び出土品の整理作業と保存活用
- 歴史民俗資料館特別展や各種講座の開催及び資料収集調査の実施
- 歴史ボランティアガイド養成指導
- 市誌史料集刊行事業の実施



4章-V 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	H24	H25	H26	H27	H28
① 生涯学習の充実 ~いつでも、どこでも、 だれでも~	◇成人学級の開設	→□	→□	→□	→□	→□
	◇家庭教育学級の推進	→□	→□	→□	→□	→□
	◇公民館講座の開設	→□	→□	→□	→□	→□
② 健康な体と心をはぐくむ生涯スポーツの推進 ~心身の健康づくりを 今すぐに~	◇地域スポーツ活動の促進	→□	→□	→□	→□	→□
	◇競技力向上の推進	→□	→□	→□	→□	→□
	◇スポーツ推進計画の策定	□	○	◎	→□	→□
③ 文化芸術活動の促進 ~美しさに感動を 覚えよう~	◇市文化芸術祭の充実開催	→□	→□	→□	→□	→□
	◇始良10号美術展の充実開催	→□	→□	→□	→□	→□
	◇芸術文化団体の育成	→□	→□	→□	→□	→□
④ 郷土の伝統と歴史を活かした文化の醸成 ~守るべきもの、 伝えるべきもの~	◇指定文化財の保存管理と活用	→□	→□	→□	→□	→□
	◇無形民俗文化財の保存と伝承	→□	→□	→□	→□	→□
	◇埋蔵文化財の発掘調査の実施 と出土品の保存活用	→□	→□	→□	→□	→□
	◇市誌史料集の編纂作業	→○	→○	→○	→○	→○

◎大目標・・・重点目標を達成する年度
 ○小目標・・・重点目標に至る段階的な年度
 □継続・・・充実、改善を図りながら取り組む年度

第5章 計画の推進と目標実現のために

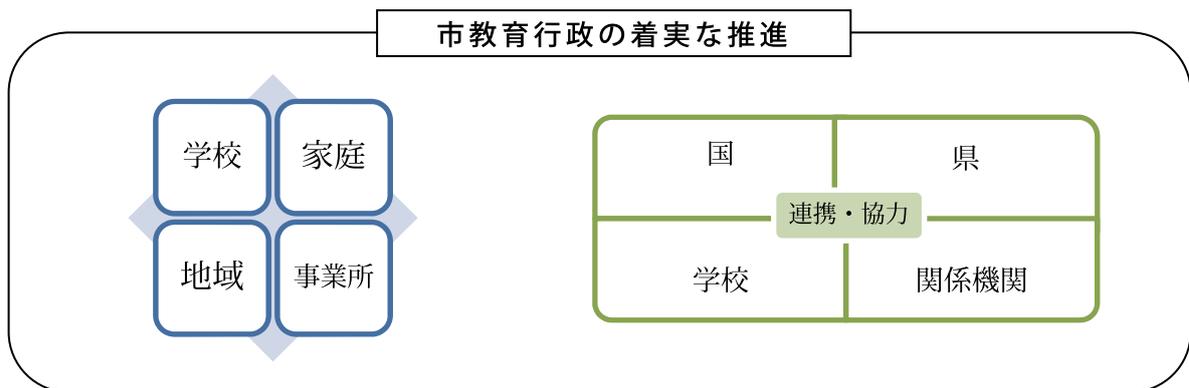
I 連携と協力による計画の推進

教育行政の着実な推進にあたっては、執行機関である教育委員会とその構成員である教育委員が自らの責任を果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行うことが必要です。

また、教育の目的を実現する上で、学校・家庭・地域・事業所は大きな役割を担っており、相互に緊密に連携・協力して取り組むことが必要です。

さらに、近年の多岐にわたる教育課題に対応するためには、国や県、学校等や各関係機関との連携・協力が必要です。

今後も、目標実現のために積極的な推進を図ります。



II 計画の進捗状況の確認

始良市教育振興基本計画の実施にあたっては、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠であり、そのためには、この計画の進捗状況について教育に関し学識経験を有する方の識見を活用しつつ、自ら点検・評価を行い、その結果を毎年公表します。

そして、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に対応し、実効性のあるものにするため、計画の見直しが必要となった場合には、実践途中に見直しを行い、その一部を改訂します。

